

京都市保育所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第132号

京都市保育所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市保育所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「副所長を」の右に「2人まで」を加える。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、副所長が2人置かれている場合にあつては、副所長は、担当事務につき、所長を補佐し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、副所長が2人置かれている場合にあつては、主管事務につき、副所長がその職務を代理する。

本則に次の1条を加える。

(報告)

第5条 保健福祉局子育て支援担当局長は、副所長が2人置かれている場合にあつては、副所長の担当する事務の概目を定め、行財政局組織・人事担当局長に報告しなければならない。

別表中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号から第26号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)